

岡山県スポーツ推進条例

平成24年 岡山県条例第33号

平成24年7月3日公布

(目的)

第1条 この条例は、スポーツが心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神のかん養等のために重要であるとともに、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利であることに鑑み、スポーツの推進に関し、基本理念を定め、並びに県、市町村及びスポーツ団体の責務又は役割を明らかにするとともに、スポーツの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、もって県民の心身ともに健康な生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「スポーツ団体」とは、スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。

2 この条例において「スポーツ活動」とは、スポーツを行い、指導し、観戦し、又はスポーツの競技会その他の催しの運営に携わる活動をいう。

(基本理念)

第3条 スポーツの推進は、全ての県民がスポーツの持つ意義について理解を深め、その関心、適性及び健康状態に応じ、生涯にわたり身边にスポーツに親しむことができるよう行われなければならない。

2 スポーツの推進は、スポーツを行う者的心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるよう行われなければならない。

3 スポーツの推進は、青少年（満18歳に満たない者をいう。第12条において同じ。）の体力の向上を図るとともに、公正さ、規律を尊ぶ態度、克己心等を培い、豊かな人間性が育まれるよう行われなければならない。

4 スポーツの推進は、障害のある人が積極的にスポーツ活動に参加することができるよう、その障害の種類及び程度に応じ、必要な配慮をしつつ行われなければならない。

5 スポーツの推進は、県内に活動の拠点を置き、現に居住し、若しくは居住していたスポーツ選手又は県内に活動の拠点を置くスポーツチーム（以下「県のスポーツ選手等」という。）が国際的又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を取ることができるよう、競技水準の向上に資する施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に行われなければならない。

6 スポーツの推進は、世代間及び地域間の交流の基盤が形成され、かつ、その交流が促進されるよう行われなければならない。

7 スポーツの推進は、スポーツが、県民に夢、勇気及び感動を与えることに鑑み、県のスポーツ選手等の活動を応援する社会的気運を高め、県民の一体感及び活力が醸成されるよう行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念（次条及び第6条において「基本理念」とい

う。)にのっとり、スポーツの推進に関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策の実施に当たっては、市町村、スポーツ団体、大学その他の関係者との連携に努めるとともに、関係者相互の連携によるスポーツの推進に関する取組の促進に努めるものとする。

(市町村の役割)

第5条 市町村は、基本理念にのっとり、地域の特性に応じ、スポーツの推進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(スポーツ団体の役割)

第6条 スポーツ団体は、基本理念にのっとり、スポーツの推進に関する施策に理解を深め、県、市町村、他のスポーツ団体その他の関係者との協働に努めるものとする。

(推進計画の策定)

第7条 知事は、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、スポーツの推進に関する計画（以下この条において「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 知事は、推進計画を策定するに当たっては、岡山県スポーツ推進審議会（岡山県スポーツ推進審議会条例（昭和37年岡山県条例第31号）に基づく岡山県スポーツ推進審議会をいう。）の意見を聴かなければならない。

3 知事は、推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(県民のスポーツ活動への参加の促進)

第8条 県は、スポーツの持つ意義についての県民の理解を深め、その関心、適性及び健康状態に応じたスポーツ活動への自主的な参加を促進するよう努めるものとする。

(生涯にわたるスポーツ活動の推進)

第9条 県は、全ての県民が生涯にわたって、体力、年齢、技術、目的等に応じて、身边にスポーツに親しむことができるよう、スポーツ活動に参加する機会の提供、地域スポーツクラブ（地域の住民が主体的に運営するスポーツ団体であって、体力、年齢、技術、目的等に配慮しつつ、地域の住民に対しスポーツ活動に参加する機会を提供するものをいう。）及び地域におけるスポーツ活動を担う人材の育成その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(スポーツ施設の整備等)

第10条 県は、県民のスポーツ活動の場の充実を図るため、県が設置するスポーツ施設（当該施設の設備を含む。次項において同じ。）の整備及び機能の維持増進に努めなければならない。

2 県は、県が設置する学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。第13条において同じ。）及びスポーツ施設を県民がスポーツ活動の場として、有効に活用ができるよう配慮するものとする。

(心身の健康の保持増進のためのスポーツ活動の推進)

第11条 県は、県民の心身の健康の保持増進のためのスポーツ活動を推進するため、当

該スポーツ活動に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(青少年のスポーツ活動への参加の機会の提供)

第12条 県は、青少年の心身の健全な発達及び体力の向上を図るため、青少年がスポーツ活動に参加する機会の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(学校における体育の充実)

第13条 県は、学校における体育の充実を図るため、教員の体育に関する資質の向上を図るとともに、地域におけるスポーツ活動を担う人材の活用、環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(障害のある人のスポーツ活動の推進)

第14条 県は、障害のある人が積極的にスポーツ活動に参加することができるよう、その障害の種類及び程度に応じたスポーツ活動への参加の機会の提供、障害のある人のスポーツ活動に携わる人材及び団体の育成その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(競技水準の向上等)

第15条 県は、競技水準の向上を図るため、県のスポーツ選手等又はその指導者のスポーツの競技会への派遣、研修会又は講習会の開催等による県のスポーツ選手等、その指導者及びスポーツ団体の計画的な育成その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、スポーツ選手が、スポーツの競技会においてその能力を最大限に發揮することができるよう、スポーツに伴う事故の防止等に関する啓発及び知識の普及並びにスポーツ医科学の活用の促進に関し必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

3 県は、スポーツ選手及びその指導者が、その能力を幅広く地域社会に生かすことができるよう、地域社会の各分野において活躍することができる知識及び技能の習得に対する支援並びに環境の整備に努めるものとする。

(スポーツを通じた地域の活性化等)

第16条 県は、スポーツを通じた地域の活性化及び一体感の醸成並びに県の情報の発信を図るため、県のスポーツ選手等と県民の交流又は地域スポーツクラブ相互の交流の促進、スポーツの大会の開催又はスポーツの合宿の誘致その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(顕彰)

第17条 県は、スポーツの競技会において特に優秀な成績を収めた者その他スポーツの推進に特に功績があったと認められるものの顕彰を行うものとする。

(財政上の措置)

第18条 県は、スポーツの推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。